

ビジネスホスティング契約約款
株式会社シーサイドネット

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社シーサイドネット(以下「当社」といいます)は、次条以下の規定にて定めたビジネスホスティング契約約款(以下「本約款」といいます)に基づき、本約款に定めるサービスを提供致します。

第2条 (本約款の変更)

当社は、契約者の承諾無く本約款を変更することがあります。
本約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. ビジネスホスティング

当社及び当社の指定した業者が設定・保守管理する「インターネットに接続されたコンピュータ機器(以下「当社サーバ」といいます)及びソフトウェアによって提供する機能利用権を契約者に付与するサービス」のことをいい、本条第2項および第3項に定めるビジネスホスティングサービス及び追加オプションの各種サービスを総称します。

2. ビジネスホスティングサービス

電子メールの利用及びホームページ公開及びドメインネーム管理等を目的として、当社の指定する当社サーバ容量及びソフトウェアの機能の利用権を契約者に付与するサービスを指します。

3. 追加オプション

以下の各種サービスを単独で又は組合せて提供するサービスを総称します。

- (1) ビジネスホスティングサービスにより契約者に提供されるサービスに別途定める料金あるいは無償で各種ソフトウェアの価値を付加するサービス。
- (2) ビジネスホスティングサービス以外を目的とした契約者に付与されるサーバ及びソフトウェアの機能利用権を別途定める料金で付与するその他のサービス。
- (3) 前各号の他、当社が契約者の要請に基づき個別に提供するサービス。

4 利用契約

契約者がビジネスホスティングの提供を受ける為の契約を指し、契約における利用規約としてビジネスホスティングサービスに関しては本約款が適用され、ビジネスホスティングサービスの一部機能および追加オプションの一部に関しては本約款及び付属サービス規約が各々適用されます。

5 契約者

当社とビジネスホスティングの利用契約を締結している法人、団体、組合又は個人を指します。

第4条 (ビジネスホスティングの種類とその内容)

ビジネスホスティングは、ビジネスホスティングサービスと追加オプションの2種類のサービスによる組合せ、或いはビジネスホスティングサービスのみで提供されます(以下これらの各種サービス種別を「サービス種別」といいます)。当社がそれぞれのサービス種別毎に提供する機能及びサービス内容は、ビジネスホスティングサービス、追加オプションなどのサービス種別毎に定めたところによります。

(1) ビジネスホスティングサービスのサービス内容

ビジネスホスティングサービスにおいて提供される機能及びサービス内容は次の通りとします。
WWW用ディスク領域 100MB、Mail用ディスク領域 100MB、独自ドメイン取得維持管理、及びメールウイルス対策他、当社がパンフレット及びホームページ上に記載する無償の追加オプションをパック化したサービスを指します。

(2) 追加オプションのサービス内容

追加オプションにおいて提供される機能、サービス内容は次の通りとします。
ビジネスホスティングサービスのディスク領域の追加、ホームページ関連サービス他、当社がパンフレット及びホームページ上に別途定める料金あるいは無償にて提供する各種アプリケーションサービスを指します。

第5条 (サービスの提供区域)

当社が提供するビジネスホスティングの提供区域は、日本国内の全ての地域とします。(但し、一部離島等での提供ができない区域もあります。)

第2章 ビジネスホスティングの利用契約

第1節 通則

第6条 (各サービス種別の最低利用期間)

ビジネスホスティングサービスの最低利用期間は、満1年とし、その最低利用期間の開始日は、料金起算日とします。

2 追加オプションの最低利用期間は、別途当社が定める基準に基づくものとし、その最低利用期間の開始日は、料金起算日とします。

3 契約者は最低利用期間までの利用料金を全額支払うことで、最低利用期間に達する前においても利用契約を解約することが出来るものとします。

第7条 (契約者による第三者に対するサービスの提供)

契約者がビジネスホスティングを用いて、第三者に独自のサービスを提供する場合は、予め書面にて当社による承諾を得るものとします。この

場合、契約者は当該第三者に本約款を遵守させるものとします。

第 8 条 (権利等の譲渡禁止)

契約者は、ビジネスホスティングの提供を受ける権利及び利用契約上の地位を第三者に譲渡し又は承継させることができません。

第 2 節 申込及び承諾等

第 9 条 (利用契約の成立)

当社はビジネスホスティングの利用の申込を受けるにあたり、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した利用申込を受け取り、必要な審査・手続き等を経た上で当該利用申込を受付けるものとします。

2 利用契約は、利用申込に対して当社がこれを承諾したときに成立します。

3 利用申込書の提出は、当社が認めた場合に限り、インターネット等を用いたオンラインやファクシミリによる申込に替えることが出来ます。

4 利用申込書の提出にあたっては当社が指定した第三者による取次を認めます。

第 10 条 (利用契約の成立とサービスの開始)

ビジネスホスティングの利用契約が成立し、ビジネスホスティングの利用開始にあたっては当社は契約者に対してサービスの開始日、申込内容を明記した提供サービス確認内容及び必要な各種 ID、及びそれに対応したパスワードを文書又はインターネットのオンライン上で通知します。契約者はこの通知を以ってサービス提供内容を確認したものとし、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に係わらず、当社の定める方法により、利用料金を支払うこととします。

第 11 条 (申込の拒絶)

当社は、次の各号に該当する場合には、ビジネスホスティングの利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) ビジネスホスティングの申込者が当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(2) ビジネスホスティングの利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。

(3) 申込者が当社又はビジネスホスティングの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあると当社が判断したとき。

(4) 申込に係わるビジネスホスティングの提供又は当該サービスに係わる装置の設置・保守が著しく困難な場合。

(5) 契約者が第 15 条 (サービス提供の停止) に該当する行為を行ったことがある場合又は行うおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 前各号のほか、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。

2 前項の規定により、ビジネスホスティングの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

第 3 節 契約事項の変更等

第 12 条 (サービス種別の変更等)

契約者は、次の事項について、当社が定める申請方法に基づきサービス種別の内容の変更を請求できます。

(1) サービス種別の追加及び変更

(2) サービス提供場所の移転

2 前条の請求があった場合については第 11 条 (申込の拒絶) を準用し、当社がその請求を承諾しないことがあります。

3 第 1 項の変更に関する契約成立は第 10 条 (利用契約の成立とサービスの開始) に定めるものと同様とします。また、この変更に必要な作業は、当社又は当社が指定した業者が行います。

第 13 条 (契約者の名称の変更等)

契約者は、名称、商号、住所又は代表者を変更したとき及び第 15 条 (サービス提供の停止) 第 1 項(5)号の事実が発生したとき又はそのおそれがあるときは、当社に対し、その旨を遅滞なく書面により通知するものとします。

第 14 条 (法人の合併による契約上の地位の承継)

契約者である法人が合併により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えて、その旨を申し出るものとします。

第 4 節 サービス提供の停止等

第 15 条 (サービス提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてビジネスホスティングの提供を停止することがあります。

(1) ビジネスホスティング料金、割増金又は遅延損害金等を支払期日を経過しても支払わないとき。

(2) 申込にあたっての虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(3) 本約款及び利用契約に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

(4) 第 28 条 (情報の取扱) に違反すると当社が判断したとき。

(5) 契約者が、仮差押、差押、破産、会社更生法、民事再生手続き、会社整理等の申立をし、又はこれを受けたとき。

(6) 法令に違反したとき、又は公序良俗に反する態様においてビジネスホスティングを利用したとき又はそのおそれがあるとき。

(7) 料金支払方法等に変更があり、変更した支払方法に必要な契約者情報が確認できないとき。

(8) 前各号の他、契約者が利用契約に違反し、当社の催告にかかわらず違反が是正されないとき。

第 16 条 (サービス提供の中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、ビジネスホスティングの提供を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上、又は工事上やむを得ないとき

(2) 当社の電気通信設備に障害が発生したとき

(3) 当社サービスの提供に係る他の電気通信事業者または当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することによりビジネスホスティングの提供を行うことが困難になったとき

(4) その他当社がやむを得ないものと認める事由があるとき

2 当社は前項(1)号の規定によりビジネスホスティングの提供を中止する場合はその 14 日前迄にその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 前項(2)～(4)の規定によりビジネスホスティングの提供を中止する場合は予め、その理由、実施期日及び実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 17 条(サービス開始の遅延)

当社は、次の各号に該当する場合には、ビジネスホスティングの開始時期を遅らせる場合があります。

- (1) 申込に係わるビジネスホスティングの提供又は当該サービスに係わる装置の設置・保守の開始が通常に比して困難な場合
 - (2) 当社サービスの提供に係る他の電気通信事業者又は当社指定管理会社が行う電気通信サービスの提供に遅延が生じた場合
- 2 前項の規定により、ビジネスホスティングの開始時期を遅らせる場合は、当社は、申込者に対し、書面又は電話をもってその旨を通知します。

第 18 条(サービス利用の制限)

当社は、天災地変、その他の緊急事態の発生により、通信需要が著しく輻輳するなど、通信の一部又は全部を利用することが出来なくなった場合若しくはそのおそれがある場合は公共の利益の為に緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、ビジネスホスティングの利用を制限或いは中止する場合があります。

2 ビジネスホスティングをご利用の契約者は当社のサービス提供に関わる電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があった場合、当社は契約者の利用を制限するとともに、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

第 19 条(サービスの廃止)

当社は都合により、ビジネスホスティングの特定のサービス種別を廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し廃止の2ヶ月前迄に当社の指定する方法でその旨を通知します。

2 契約者は前項の規定によりサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係わるサービスに代えて他のサービス種別を受けることが出来ます。この場合において当該請求については、第 12 条(サービス種別の変更等)の規定を準用します。

第 5 節 利用契約の解除

第 20 条(利用契約の解除)

当社は、第 15 条(サービス提供の停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止を行うとともに、直ちに利用契約を解除することができます。

2 当社は前項の規定により利用契約を解除するときは書面により契約者にその旨を通知します。

3 契約者は利用契約を解除するときは、当社に対し、書面により2ヶ月前迄に通知するものとします。

4 契約者は、第 16 条(サービス提供の中止)又は第 18 条(サービス利用の制限)に定めた事由が生じたことにより、ビジネスホスティングを利用することが出来なくなった場合において、契約者が当該サービスに係わる契約の目的を達することが出来ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず当社に対する通知をもって当該契約を解除することができます。この場合、解除は契約者による書面による通知が当社に到着し、通知に対する当社よりの書面による承認が契約者に到着した日にその効力が生じたものとします。

5 第 19 条(サービスの廃止)の規定により特定のサービス種別が廃止されたとき(第 19 条第 2 項の規定によりサービス種別に変更があった場合を除く)は、当該廃止の日に当該種別又は品目の利用契約が解除されたものとします。

第 6 節 料金等

第 21 条(サービス料金)

ビジネスホスティングの料金は下記の項目からなります。

(1) 初期費用

契約者がサービスを受けるにあたって支払う加入料を含む一時金で、各サービス種別で別途定める細目からなります。

(2) サービス月額費用

契約者がビジネスホスティング利用の対価として支払う費用で、各サービス種別で別途定める細目からなります。

(3) 料金起算日

ビジネスホスティングの料金起算日は第 9 条(利用契約の成立)及び第 10 条(利用契約の成立とサービス開始)の規定により契約が成立し、当社が発送するサービス開設通知書若しくはインターネットのオンライン上での同様の通知においてサービス開始日と併せて料金起算日として記載した日をいいます。尚、ビジネスホスティングサービスの新規契約に関してはサービス開始日と料金起算日を原則同一としますが、各種サービスの追加並びに追加オプションの利用契約に関してはサービス開始日と料金起算日が異なる場合があります。

第 22 条(契約者の支払義務)

契約者は、当社に対し、ビジネスホスティングの利用に関し、前条に規定した初期費用、サービス月額費用をサービス種別毎に当社が定める方法で支払うものとします。

2 第 15 条(サービス提供の停止)の規定によりビジネスホスティングの提供が停止された場合は、その停止期間中、当該サービスの提供があったものとして料金算出を取り扱うものとします。

3 料金等の請求時期及び支払期日については、契約者は当社が指定するところに従い、ビジネスホスティングの料金等の支払いを行うこととします。

4 契約者は第 15 条(サービス提供の停止)の各号のいずれかに該当する場合、当社からの催告を要せず通知により期限の利益を喪失するものとし、利用契約に基づく債務を直ちに支払うものとします。

5 契約者は、利用契約に基づく債務を当社又は当社の承継人に対する債権を以て相殺することはできません。

第 23 条(初期費用及びサービス月額費用の額)

ビジネスホスティングの初期費用及びサービス月額費用の額は、別途当社が定めた額とします。尚、当社は別途定めた額を予め契約者に対する通知をもって改訂できるものとします。

第 24 条(割増金)

ビジネスホスティングの料金等を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第 25 条 (遅延損害金)

契約者はビジネスホスティングの料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき遅延金に対する年率 14.5%の割合で算出した遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 26 条 (消費税)

契約者が当社に対しビジネスホスティング料金等を支払う場合において消費税が賦課されるときは、その支払を要する額は当該料金等の額に消費税を加算した額とします。

第 27 条 (契約解除に伴う料金等の清算方法)

最低利用期間が経過する前に利用契約が解除された場合(第 20 条第 4 項、第 5 項により解除された場合を除く)におけるビジネスホスティング清算費用の額は、契約解除の日から当該最低利用期間末日までの期間の額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

第 7 節 (情報の取扱)

第 28 条 (情報の取扱)

契約者は当社が契約者に付与したサービス提供容量範囲(以下「ビジネスホスティング提供範囲」という)内における一切の行為及びその結果について、当該行為を自己でなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2 当社は契約者がビジネスホスティング提供範囲に登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

3 契約者は、ビジネスホスティング提供範囲内の紛争、又は自己の使用するドメイン名に関する紛争等については自己の責任において解決するものとし、当社又はその他の第三者に迷惑を及ぼし或いは何らの損害等を与えないものとします。

4 契約者は、ビジネスホスティングの利用にあたって以下の行為をしないものとします。

(1) 猥褻、賭博、暴力、残虐などの情報の送受信及び配信、情報の送受信の仲介などの公序良俗に反する行為

(2) 犯罪行為若しくは犯罪のおそれのある行為

(3) 他人の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為

(4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為

(5) 他人の名誉、信用を毀損し、あるいは誹謗中傷する行為

(6) 有害プログラムを含んだ情報、偽造、虚偽又は詐欺的情報、公職選挙法に違反する故意に情報を送受信・配信・送受信を仲介する行為

(7) その他法令に違反する行為

(8) ビジネスホスティングの運営を妨げる、若しくは当社の信頼を毀損する行為

5 契約者が前項各号のいずれかに該当する行為を行ったものと当社が判断した場合は、当社は契約者の承諾無く、当社サーバ内の該当するデータの全部又は一部を削除し、また契約者に対するサービスを停止することができるものとします。

第 29 条 (バックアップ)

当社はサーバの故障・停止時の復旧の便宜を図ることを目的として、契約者の登録したデータの複写を保管することがあります。但し、契約者が登録したデータが消失するなどして、契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。

第 30 条 (契約者のデータの権利)

契約者が登録したデータの著作権上の権利は契約者に帰属することとします。但し、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

第 31 条 (当社による編集・出版)

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出・再編集して、書籍などの出版物又は放送媒体或いはインターネットを通じて発表することがあります。この場合の一切の権利は当社に帰属するものとします。

第 32 条 (ファイル情報の消去)

当社は、サービス用設備のファイル容量に余裕が無くなるおそれがあるときは、何らの補償をすること無しに、また契約者の承諾を得ずにそのファイルに蓄積されている契約者の情報を消去することがあります。

第 33 条 (当社によるメール等の送付)

当社は、当社が必要と判断するメールやファイルを契約者に送付することがあります。この場合、当社が送付したメールやファイルが消費する契約者のディスク容量は契約者の負担とします。

第 34 条 (情報の管理)

契約者は、ビジネスホスティングを使用して受信し、又は送信する情報については、ビジネスホスティング用設備の故障による情報の消失に備え必要な措置をとるものとします。

第 8 節 損害賠償

第 35 条 (損害賠償)

当社は、ビジネスホスティングを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、その利用が全く出来ない事態が生じ、且つ、その事を当社が知っていた時刻から起算して、継続して 12 時間以上ビジネスホスティングが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、当社は、その利用が全く出来ない状態を当社が知った時刻から、そのサービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を 12 で除した数(小数点以下切捨)に基本料の月額額の 60 分の 1 を乗じて得た額を基本料月額額から差し引きます。これをもって当社の責に基づく賠償責任の限度とします。尚、契約者は、当該請求をなし得ることとなった日から 3 ヶ月以内に当該請求をしなかったときはその権利を失うものとします。

2 当社は、当社サービスの提供に関係する他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、ビジネスホスティングの提供が出来なかった場合、当社がその電気通信事業者から受領する損害賠償額をビジネスホスティングが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、且つ、契約者に現実に発生した損害に限り賠償請求に応じます。

- 3 当社は本条第1項、第2項による損害賠償を相当額のサービスの提供又はサービス期間の延長をもって代えることが出来るものとし、
- 4 当社の責に帰すべき事由によらずにビジネスホスティングを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
- 5 当社は、契約者がビジネスホスティングを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含む)について何らの保証責任も負わないものとします。又、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。
- 6 当社は理由の如何にかかわらず、契約者がビジネスホスティング用のファイルに書き込んだ情報が削除されたことに起因して当該契約者に損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
- 7 契約者が、ビジネスホスティングの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者又は第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし当社が相手方とされた場合には、その対応費用の負担も含め、当社を一切免責するものとします。

第9節 雑則

第36条(機密保持)

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密(通信の秘密を含む)を、法令に基づく場合を除き、第三者に漏らしません。

第37条(著作権)

別段の定めのない限り、当社の提供するサービスに関する各コンテンツの著作権その他知的財産権は当社及び各コンテンツの主宰者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としてのビジネスホスティングの著作権その他知的財産権は当社に帰属するものとします。

第38条(契約者の義務)

契約者は、当社が契約者に対し付与するID及びパスワードについて全面的な管理責任を負うものとします。ID及びパスワードは契約者の代表管理者1名につき、1つ付与するものとし、当社が別途定めるID及びパスワードの提供条件に準じて追加が必要な場合には当社に所定の申込手続きをもって契約するものとします。

2 契約者は、ID又はパスワードを第三者(契約者の代表管理者以外)に利用させてはいけません。

3 契約者は、ID又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。ID又はパスワードが窃用され、又は第三者に利用されたことによる損害は契約者の負担とし、当社は責任を負いません。

4 契約者は他のネットワークを経由して通信を行う場合には経由する全てのネットワークの規則及びそれらの国の法令に従わなくてはなりません。

第39条(通信設備等)

当社は、当社がビジネスホスティングにより提供したものを除き、契約者が自己の費用と責任において調達した、ビジネスホスティング利用に必要な通信機器、ソフトウェア及び付随して必要となる契約並びにそれに伴う障害及び損害については、一切の責任を負わないものとします。

第40条(接続業者)

ビジネスホスティングを利用する為に必要なインターネット接続環境は当社の推奨するインターネットサービスプロバイダーの接続環境に準ずるものとします。当社は当社の推奨外の接続業者のサービスを利用した場合に、推奨プロバイダーとの差異により起因する諸問題につき、何らの責任を負わないものとします。

第41条(指定ハードウェア及びソフトウェア)

当社は、ビジネスホスティングの利用のために必要または適したハードウェア及びソフトウェアを指定することがあります。この場合契約者が他のソフトウェアを用いたときは当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

第42条(免責)

当社が契約者に対して負う責任は、第35条(損害賠償)に規定するものがすべてであり、これを越えるビジネスホスティングの利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、財産的損害、信用損害、その他一切の損害について当社は理由の如何を問わず何ら責任を負わないものとします。

第43条(損害賠償)

契約者が本約款及び利用契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

第10節 その他

第44条(合意管轄裁判所)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を契約者と第一審の合意管轄裁判所とします。

この契約約款は、平成17年9月1日から実施します。

平成19年12月1日 改定